

身体拘束等の適正化のための指針

1 身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方

身体拘束は利用者の生活の自由を制限するものであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものである。利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、身体拘束等による身体的・精神的弊害を理解して、身体拘束等をしない看護・介護・介護支援サービスの提供を目指す。

2 身体拘束等の適正化の研修に関する基本方針

身体拘束等適正化のための職員研修は、身体拘束等の適正化に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、本指針・マニュアルに基づき身体拘束等の適正化を徹底する為に必要な内容が望ましい。研修は定期的に年1回以上実施、また、新規採用時には必ず実施する。研修実施後は実施内容を記録し保存する。

3 身体拘束等発生時の対応方法に関する基本方針

被虐待者（本人）の権利擁護を最優先し、本人の意思の確認・尊重が重要である。虐待者（家族等）を罰することが目的ではなく、その行為の原因を探り抱えている問題が解消されるよう支援する。正確な情報収集と客観的判断、長期的にチームアプローチで解決を図っていく視点が重要である。また、個人情報・プライバシーへの配慮も必要である。

4 身体拘束適正化に向けた体制

身体拘束の廃止に向けて身体拘束等適正化委員会を設置し、その結果について従業者に周知徹底を図る。

<設置目的>

事業所内での身体拘束等廃止に向けての現状把握及び改善についての検討と身体拘束等廃止に関する職員全体への指導

<委員会開催とメンバー>

委員会は虐待防止委員会と同日開催とし、同じメンバーで行う。

5 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

利用者はいつでも本指針を閲覧することができる。事業所ホームページにおいても閲覧可能な状態とする。

本指針は、2025年7月1日より施行する。